

令和元年第2回奥州市議会定例会付議事件

(令和元年6月7日)

- | | |
|--------|---|
| 議案第1号 | 奥州市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第2号 | 奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第3号 | 奥州市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例及び奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第4号 | 平成30年度奥州市一般会計補正予算（第14号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第5号 | 平成30年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第6号 | 平成30年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第7号 | 平成30年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第8号 | 平成30年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第9号 | 平成30年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第10号 | 平成30年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第11号 | 平成30年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第12号 | 平成30年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第13号 | 衣川高齢者コミュニティセンター等に指定管理者制度を導入することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 議案第14号 | 奥州市税条例等の一部改正について |
| 議案第15号 | 奥州市歴史公園条例の一部改正について |
| 議案第16号 | 奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正について |
| 議案第17号 | 奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |

- 議案第18号 奥州市介護保険条例の一部改正について
- 議案第19号 奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第20号 奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第21号 南都田地区センター改築建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 議案第22号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第23号 令和元年度奥州市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 令和元年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第25号 令和元年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 報告第1号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 報告第2号 平成30年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第3号 平成30年度奥州市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第4号 平成30年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第5号 江刺開発振興株式会社の経営状況の報告について

議案第 1 号

奥州市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めること
について

奥州市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条
第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、
議会の承認を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第 2 号

専 決 処 分 書

奥州市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年 3 月31日

奥州市長 小 沢 昌 記

奥州市税条例の一部を改正する条例

奥州市税条例（平成18年奥州市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第15項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、同条

第 8 項第 5 号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項第 4 号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第 6 号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 法附則第15条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第12条第 1 項中「場合おける」を「場合における」に改める。

附則第16条第 1 項中「法附則第30条第 1 項」を「平成18年 3 月31日までに初めて道路運送車両法第60条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第 1 項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「附則第30条第 6 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第30条第 2 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 2 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第 5 項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第30条第 7 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第30条第 3 項第 1 号及び第 2 号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第 3 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円

	5,000円	2,500円
--	--------	--------

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の7の改正規定並びに附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、同年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の奥州市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第

		314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は奥州市税条例の一部を改正する条例（平成31年奥州市条例第16号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の奥州市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

- 4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 2 号

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認
を求めることについて

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和元年6月7日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第 3 号

専 決 処 分 書

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成31年 3 月31日

奥州市長 小 沢 昌 記

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

奥州市国民健康保険税条例（平成18年奥州市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

第24条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奥州市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 3 号

奥州市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例及び奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

奥州市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例及び奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第4号

専決処分書

奥州市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例及び奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年3月31日

奥州市長 小 沢 昌 記

奥州市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例及び
奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に
関する条例の一部を改正する条例

（奥州市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部
改正）

第1条 奥州市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（
平成24年奥州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第10条の2第1項」を「第10条第1項」に改める。

（奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関
する条例の一部改正）

第2条 奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税
に関する条例（平成28年奥州市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第10条第8項第5号」を「第10条第7項第6号」に、「第42条の
4第8項第6号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第8項第5
号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 4 号

平成30年度奥州市一般会計補正予算（第14号）の専決処分に関し承認を
求めることについて

平成30年度奥州市一般会計補正予算（第14号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和元年6月7日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第 5 号

専 決 処 分 書

平成30年度奥州市一般会計補正予算（第14号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成31年 3 月28日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第 5 号

平成30年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分に
関し承認を求めることについて

平成30年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）を地方自治法（昭和22
年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条
第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第 6 号

専 決 処 分 書

平成30年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成31年 3 月28日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第 6 号

平成30年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分
に関し承認を求めることについて

平成30年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を地方自治法（昭和
22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同
条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第 7 号

専 決 処 分 書

平成30年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成31年 3 月28日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第 7 号

平成30年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分に関し
承認を求めることについて

平成30年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第 6 号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第 8 号

専 決 処 分 書

平成30年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第 6 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成31年 3 月28日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第 8 号

平成30年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分に関し承認を求めることについて

平成30年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第 9 号

専 決 処 分 書

平成30年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成31年 3 月28日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第 9 号

平成30年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分に関し承認を求めることについて

平成30年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第10号

専 決 処 分 書

平成30年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年 3 月28日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第10号

平成30年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについて

平成30年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和元年6月7日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第11号

専 決 処 分 書

平成30年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年3月28日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第11号

平成30年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分に関し
承認を求めることについて

平成30年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第2号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和元年6月7日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第12号

専 決 処 分 書

平成30年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年3月28日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第12号

平成30年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて

平成30年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第3号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和元年6月7日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第13号

専 決 処 分 書

平成30年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年3月28日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第13号

衣川高齢者コミュニティセンター等に指定管理者制度を導入することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

衣川高齢者コミュニティセンター等に指定管理者制度を導入することに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年6月7日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

衣川高齢者コミュニティセンター等の管理等の業務を指定管理者に行わせることにより、民間の能力を活用した効果的かつ効率的な管理を可能とし、もって施設の利便性の向上及び管理経費の削減を図るため、関係条例について所要の改正をしようとするものである。

衣川高齢者コミュニティセンター等に指定管理者制度を導入することに伴う関係条例の整備に関する条例

(衣川高齢者コミュニティセンター条例の一部改正)

第1条 衣川高齢者コミュニティセンター条例（平成18年奥州市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(コミュニティセンターの管理)

第3条 コミュニティセンターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

第13条を第15条とし、第12条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の業務)

第14条 コミュニティセンターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に休館日を変更すること。
- (2) 第5条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。
- (3) 第6条第1項の許可を行うこと。
- (4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すこと。
- (5) 第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
- (6) 第7条の規定に基づき、第6条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくはコミュニティセンターからの退去を命じること。
- (7) 第9条第1項の規定に基づき、利用料金を収受すること。
- (8) 第10条の規定に基づき、利用料金を減額し、又は免除すること。
- (9) 第11条ただし書の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を還付すること。
- (10) 前条の規定に基づき、施設又は設備を原状に回復するよう指示すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティセンターの管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号まで、第8号及び第9号の行為に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「市長」の次に「（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、指定管理者。次条において同じ。）」を、「必要があると認めるときは、」の次に「規則で定めるところ（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、第14条第3項の規定により定めた基準によるところ。次条において同じ。）」によ

り」を、「使用料」の次に「（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、利用料金。次条において同じ。）」を加え、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第9条 市長は、コミュニティセンターの管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者にコミュニティセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者が収受する利用料金は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

別表中「（第8条関係）」を「（第8条、第9条関係）」に改める。

（衣川いきいき交流館条例の一部改正）

第2条 衣川いきいき交流館条例（平成18年奥州市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第11条を第15条とし、第10条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の業務）

第14条 交流館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に休館日を変更すること。
- (2) 第5条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。
- (3) 第6条第1項の許可を行うこと。
- (4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すこと。
- (5) 第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
- (6) 第7条の規定に基づき、第6条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは交流館からの退去を命じること。
- (7) 第9条第1項の規定に基づき、利用料金を収受すること。
- (8) 第10条の規定に基づき、利用料金を減額し、又は免除すること。
- (9) 第11条ただし書の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を還付すること。
- (10) 前条の規定に基づき、施設又は設備を原状に回復するよう指示すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、交流館の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号まで、第8号及び第9号の行為に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

第9条を第12条とする。

第8条中「市長」の次に「（指定管理者が利用料金を収受する場合においては

、指定管理者。次条において同じ。）」を、「規則で定めるところ」の次に「（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、第14条第3項の規定により定めた基準によるところ。次条において同じ。）」を、「使用料」の次に「（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、利用料金。次条において同じ。）」を加え、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を還付することができる。

第7条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第9条 市長は、交流館の管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に交流館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者が収受する利用料金は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（交流館の管理）

第3条 交流館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

別表中「（第7条関係）」を「（第8条、第9条関係）」に改める。

（衣川いきいき健康ランド条例の一部改正）

第3条 衣川いきいき健康ランド条例（平成18年奥州市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第10条を第15条とし、第9条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の業務）

第14条 健康ランドの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に休館日を変更すること。
- (2) 第5条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。
- (3) 第6条第1項の許可を行うこと。
- (4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すこと。
- (5) 第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
- (6) 第7条の規定に基づき、第6条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは健康ランドからの退去を命じること。

- (7) 第9条第1項の規定に基づき、利用料金を収受すること。
- (8) 第10条の規定に基づき、利用料金を減額し、又は免除すること。
- (9) 第11条ただし書の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を還付すること。
- (10) 前条の規定に基づき、施設又は設備を原状に回復するよう指示すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、健康ランドの管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号まで、第8号及び第9号の行為に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

第8条を第12条とし、第7条を第11条とする。

第6条中「市長」の次に「（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、指定管理者。次条において同じ。）」を、「規則で定めるところ」の次に「（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、第14条第3項の規定により定めた基準によるところ。次条において同じ。）」を、「使用料」の次に「（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、利用料金。次条において同じ。）」を加え、同条を第10条とする。

第5条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第9条 市長は、健康ランドの管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に健康ランドの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者が収受する利用料金は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第4条を第7条とし、第3条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

（健康ランドの管理）

第3条 健康ランドの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（休館日）

第4条 健康ランドの休館日は、毎月第2月曜日及び第4月曜日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（開館時間）

第5条 健康ランドの開館時間は、午前8時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

別表中「（第5条関係）」を「（第8条、第9条関係）」に改める。

(前沢温泉保養交流館条例の一部改正)

第4条 前沢温泉保養交流館条例（平成18年奥州市条例第259号）の一部を次のように改正する。

第12条を第15条とし、第11条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の業務)

第14条 交流館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に休館日を変更すること。
- (2) 第5条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。
- (3) 第6条第1項の許可を行うこと。
- (4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すこと。
- (5) 第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
- (6) 第7条の規定に基づき、第6条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは交流館からの退去を命じること。
- (7) 第9条第1項の規定に基づき、利用料金を収受すること。
- (8) 第10条の規定に基づき、利用料金を減額し、又は免除すること。
- (9) 第11条ただし書の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を還付すること。
- (10) 前条の規定に基づき、施設又は設備を原状に回復するよう指示すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、交流館の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号まで、第8号及び第9号の行為に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条中「市長」の次に「（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、指定管理者。次条において同じ。）」を、「定めるところ」の次に「（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、第14条第3項の規定により定めた基準によるところ。次条において同じ。）」を、「使用料」の次に「（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、利用料金。次条において同じ。）」を加え、同条を第10条とする。

第7条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第9条 市長は、交流館の管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に交流館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者が収受する利用料金は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は

、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(交流館の管理)

第3条 交流館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

別表第1及び別表第2中「（第7条関係）」を「（第8条、第9条関係）」に改める。

(衣川高齢者コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 衣川高齢者コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例（平成26年奥州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成32年9月30日」を「令和2年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

奥州市税条例等の一部改正について

奥州市税条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年6月7日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税において非課税の範囲に一定所得以下の単身児童扶養者を加え、法人市民税において大法人の電子申告の義務化に伴い申告書等の提出方法の柔軟化を規定し、及び軽自動車税において環境性能に優れた軽自動車の税優遇等について規定するため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市税条例等の一部を改正する条例

奥州市税条例（平成18年奥州市条例第92号）の一部を次のように改正する。

（奥州市税条例の一部改正）

第1条 奥州市税条例（平成18年奥州市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又

は令和２年度」に改め、同条第１項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和２年度分」に改め、同条第２項中「平成32年度分」を「令和２年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）、第12条の２及び第13条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和２年度」に改める。

附則第15条第１項中「平成32年度」を「令和２年度」に改め、同条第２項中「平成33年３月31日」を「令和３年３月31日」に改める。

附則第15条の２に次の３項を加える。

２ 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が法第446条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）又は法第451条第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第４項において準用する場合を含む。）の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の９第３項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

３ 県知事は、当分の間、第１項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の４の規定により読み替えられた第81条の６第１項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る３輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第１項に規定する申告書を提出すべき当該３輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

４ 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の２を附則第15条の２の２とし、附則第15条の次に次の１条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の２ 法第451条第１項第１号（同条第４項において準用する場合を含む。）に掲げる３輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該３輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月１日から令和２年９月30日までの間（附則第15条の６第３項において「特定期

間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3

輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,000円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことになるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第22条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 奥州市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(奥州市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 奥州市税条例の一部を改正する条例（平成27年奥州市条例第53号）を次のように改める。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(奥州市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 奥州市税条例等の一部を改正する条例（平成29年奥州市条例第1号）を次のように改める。

第1条のうち、奥州市税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、第2条のうち、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第5条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(奥州市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 奥州市税条例の一部を改正する条例（平成29年奥州市条例第9号）を次のように改める。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（奥州市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 奥州市税条例等の一部を改正する条例（平成30年奥州市条例第27号）を次のように改める。

第1条のうち、奥州市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日

以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「3項を」を「8項を」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同条第3項中「第1条に」を「第1条の」に、「第12項」を「第17項」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

（奥州市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 奥州市税条例の一部を改正する条例（平成31年奥州市条例第16号）を次のように改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中奥州市税条例附則第15条の2の改正規定、附則第15条の2を附則

第15条の2の2とする改正規定及び附則第15条の次に1条を加える改正規定並びに附則第15条の6、第16条及び第16条の2の改正規定並びに附則第4条の規定 令和元年10月1日

(2) 第1条中奥州市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日

(3) 第2条中奥州市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の奥州市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき奥州市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の奥州市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の奥州市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する

。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の奥州市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第15号

奥州市歴史公園条例の一部改正について

奥州市歴史公園条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年6月7日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

整備が完了する国指定史跡胆沢城跡外郭南門地区を歴史公園として設置するとともに、管理等の業務について、民間の能力を活用し効果的かつ効率的に行うことにより、適正な管理及び利用者の利便性の向上を図ることを目的として指定管理者制度を導入するため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市歴史公園条例の一部を改正する条例

奥州市歴史公園条例（平成18年奥州市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第2条の表高野長英誕生地の項の次に次のように加える。

胆沢城跡歴史公園	奥州市水沢佐倉河字四月及び九蔵田地内
----------	--------------------

第8条を第10条とし、第7条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の業務）

第9条 歴史公園の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- （1）第4条第4項の規定に基づき、同条第1項又は第3項の許可を与えること。
- （2）第4条第5項の規定に基づき、同条第1項又は第3項の許可に条件を付すこと。
- （3）第6条の規定に基づき、第4条第1項又は第3項の許可を取り消し、その効力を停止し、同条第5項の規定に基づく条件を変更し、又は行為の中止若しくは歴史公園からの退去を命じること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、歴史公園の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第2号及び第3号の行為に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

第6条を第7条とする。

第5条中「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「第3条第5項」を「第4条第5項」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（歴史公園の管理）

第3条 歴史公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正について

奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年6月7日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

子ども医療費給付のうち、未就学児までを給付対象として実施している現物給付の対象範囲を小学生まで拡大することにより、市の重点施策である子育て環境の充実を図るため、関係条例について所要の改正をしようとするものである。

奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例

(奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部改正)

第1条 奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（平成18年奥州市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号中「小中高生等」を「中高生等」に、「6歳」を「12歳」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 小学生 6歳に達する日以後の最初の4月1日から、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第5条第1項第2号及び第3号中「小中高生等」を「小学生及び中高生等」に改める。

第10条第3項中「未就学児」の次に「、小学生」を加える。

(奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正)

第2条 奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例（平成18年奥州市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「6歳」を「12歳」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条及び第2条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

議案第17号

奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年6月7日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付条件を緩和し、もって被災者支援の充実を図るため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年奥州市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「1.5パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「、令第8条から第12条まで」を「及び令第8条から第11条まで」に改める。

附則第4項中「第14条第7項」を「第14条第8項」に改め、同項ただし書中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第18号

奥州市介護保険条例の一部改正について

奥州市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年6月7日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令による介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者を対象とした保険料率の軽減措置を拡大するため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市介護保険条例の一部を改正する条例

奥州市介護保険条例（平成18年奥州市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改め、同条第3項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度から令和2年度まで」に、「2万4,900円」を「2万200円」に改める。

第7条に次の2項を加える。

- 4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万200円」とあるのは、「3万2,700円」と読み替えるものとする。
- 5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「2万200円」とあるのは、「4万5,200円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条第3項から第5項までの規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第19号

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年6月7日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、同令に従い定めることとされている事項について、同令に準じた内容とするため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第7条第2項中「しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
第17条第2項第3号中「乳幼児」を「利用乳幼児」に改め、「附則第3項において同じ。」を削る。

第38条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第46条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年6月7日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本市における基準を同令に準じた内容とするため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加え、同項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第21号

南都田地区センター改築建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めること
について

南都田地区センター改築建築工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名
南都田地区センター改築建築工事
- 2 工事場所
奥州市胆沢南都田字塚田地内
- 3 契約金額
218,460,000円
- 4 請負者
住所 岩手県奥州市水沢字内匠田39番地
氏名 千葉建設株式会社
代表取締役 千葉 聡

令和元年6月7日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

南都田地区センター改築建築工事の請負契約を締結しようとするものである。

議案第22号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

小型動力ポンプ積載車の経年劣化に伴う性能低下等により消防団活動に支障を来さないよう、計画的な車両更新を行い、円滑な消防団活動を図るため。

2 取得する財産

(1) 種別 小型動力ポンプ積載車（消防団配備車両）

(2) 数量 6台

(3) 取得価格 33,721,980円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県盛岡市洪民字岩鼻69番地24

氏名 有限会社佐々木ボデー

代表取締役 佐々木 清

令和元年6月7日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

消防団活動で使用する小型動力ポンプ積載車を取得しようとするものである。

議案第23号

令和元年度奥州市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度奥州市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和元年6月7日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第24号

令和元年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和元年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和元年6月7日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第25号

令和元年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和元年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和元年6月7日提出

奥州市長 小 沢 昌 記